



平成26年7月11日

各位

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社 きらやか銀行

「きらやか相続専用定期預金」の取扱開始について

株式会社 きらやか銀行(頭取 栗野 学)では、「きらやか相続専用定期預金」の取扱を平成26年7月11日(金)より開始いたしますのでお知らせいたします。

「きらやか相続専用定期預金」は、相続によりお受け取りになられたご資金をお預け入れいただいたお客さまに、お預け入れ期間に応じて、金利を上乗せするものです。

「きらやか相続専用定期預金」商品概要

- 取 扱 店：当行本支店（ネットきらやかさくらんぼ支店、ATM除く）
- ご利用いただける方：**金融機関（当行以外の金融機関を含む）での相続手続き完了後、1年以内に相続により取得された金額を原資としてお預け入れいただける個人のお客さま**
- 預 金 種 類：新規お預け入れのスーパー定期・スーパー定期300・大口定期預金
通帳式（総合口座含む）・証書式の自動継続型
- 預 入 金 額：**100万円以上、相続により取得された金額以内**
- 預 入 期 間：3ヶ月・6ヶ月・1年・2年・3年
- 適 用 金 利：

取扱期間	適用金利(税引後適用金利)
3ヶ月	年1.50%(年1.195%)
6ヶ月	年1.00%(年0.796%)
1年	年0.15%(年0.119%)
2年	年0.20%(年0.159%)
3年	年0.25%(年0.199%)

- 確 認 資 料：相続によりお受け取りになられた預金等の金額および受け取りになられた日が確認できる資料
 - ・遺産分割協議書の写し
 - ・金融機関に提出した相続手続依頼書等の写し
 - ・戸籍謄本、被相続人の除籍謄本の写し
 - ・遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの)の写し
 - ・被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し など
- そ の 他：相続により取得された金額の範囲内かつ相続手続き完了後1年以内であれば、何回でも利用できます。また、相続専用定期預金の預入期間3ヶ月と6ヶ月ものの満期金は、預入期間1年・2年・3年ものに再度お預け入れできます。但し、3ヶ月ものと6ヶ月ものへ再度のお預け入れはできません。

注意事項：適用利率は、税引前であり、利息には20%の税金がかかります。但し、平成25年1月1日から平成49年12月31日までにお受け取りいただく利息については復興特別所得税が追加課税され、20.315%の税金がかかります。なお、税引後の金利につきましては、小数点第4位以下切り捨てにて表示しております。特別金利が適用になるのは当初の預入期間のみであり、満期日以後は自動継続時の店頭表示金利となります。満期日前の解約に際しては、当行所定の中途解約利率を適用します。金融情勢によりお取扱いを中断・変更する場合がございます。この上乗せ金利は、他商品の上乗せ金利との併用はできません。インターネット専用支店、ATMでのお取扱いをしております。店頭へ商品説明書をご用意しております。

当行は、これからも「地域の皆さまと共に生きる」金融機関として、お客様のあらゆるニーズにお応えできるよう、商品やサービスの充実に努めてまいります。

以上

本件に関するお問合せ 営業統括部（担当：堀） 電話番号 023-628-3860

